

二十六年産米割當るる

(農産係)

十二月十五日開催せられた農事組合長会議に於いて昭和二十六年産米の供出割當量が別記の通り決定いたしました。

供出完納期間は十二月二十五日です。供出対象農家の皆様は割當られた数量を一九五一年内に完納され、楽しい一九五二年の正月を迎えられまう様御願ひ致します。

記

組合名	供出量	組合名	供出量
中西一	四三〇	富武士二	二七〇
中西二	二二〇	仁倉北	一〇五〇
中西三	一四〇	仁倉西一	六八〇
中西北一	四三〇	仁倉西二	七五〇
中西北二	一八〇	仁倉東	一九五〇
中北三	一八〇	仁倉中央	二二五〇
中中央	八四〇	仁倉南一	二二〇〇
知來三	五五〇	仁倉南二	二〇七〇
知來四	二五〇	仁倉南	二〇〇〇
知來五	二五〇	川口南	二〇〇〇
床丹一	一七〇		
床丹二	一七〇		
床丹六	一七〇		
計	二八〇〇		

結核の療養について

宮本保健婦

結核は長期に亘る食養生が必要で、その間消化障害や、食慾不振を起し勝ちです。そこで食事は出来るだけ新鮮な食慾をそよるようなものを努めて変化のある献食のこないよう

に、美味し調理するように工夫しなければなりません。特別高價なものを食べるといふのはなくて、全体としてバランスのとれた食事をすという事が一番大切な事です。食品の組合せと、その量については

牛乳、卵、肉、魚、豆腐、納豆のような消化の良い大豆製品がよろしいです。エネルギーの消耗が多くなりますから、脂肪は十分に與えます。殊に脂肪はバターがいえ、肉や卵、牛乳、バターなどを無やみに多く與えて野

昭和二十六年産米割當るる

(農産係)

去る十月一日より実施されました昭和二十六年度共同募金も、多額の目標額に對し、村民各位の絶大なる御支援により、左の募金成績を以て十一月三十日終了致し、支應募金委員会宛送金致しました。皆様の御支援に對し紙上を以て厚く御禮申し上げます。

向メ切期日までに未提出の部落は至急納金して下さい。部落別募金実績表(十一月三十日現在)

部落名	募金額	部落名	募金額
登美	九〇〇	仁倉	七〇〇〇
中西	九〇〇	下佐呂間	七〇〇〇
中市	八五〇	幌岩	三、六〇〇
中北	七、〇〇〇	浪速	一、〇〇〇
中東	四、〇〇〇	富武士	七、五五〇
中丹	六〇〇	街頭募金	三、八三〇
知來	二、三〇〇	計	九、四三〇

佐呂間村共同募金委員会

結核の療養は正しい献立から

なにをどれだけ取つたらよいでしょうか。下表を参考に正しく工夫をいたしましょう。

食品郡別	室内	室外運動	室内安静	絶対安静
区分	摂取量	目安量	摂取量	目安量
穀類(米)	300	飯碗6杯(2合)	250	飯碗5杯(1合8勺)
豆類(小豆)	200	飯碗1杯(2合)	150	飯碗1杯(2合)
肉類	25	豆碗1杯(2合)	25	豆碗1杯(2合)
魚類	100	魚大さき2杯(2合)	120	魚大さき2杯(2合)
卵	50	1個	50	1個
牛乳	180	1合	180	1合
油脂	20	大さじ2杯	20	大さじ2杯
味噌	50	大さじ1杯	50	大さじ1杯
砂糖	10	大さじ1杯	10	大さじ1杯
野菜	200	正味5杯	200	正味5杯
その他野菜	200	リンゴなど中2個	200	リンゴなど中2個
果物	200		200	

菜類はかえりみられないようにですが、ビタミンの給源として新鮮な野菜類は非常に大切な役目を果して與えます。有色野菜、その他の野菜、新鮮な果物を必ず與えるよう注意が大切です。主食としてはパン、うどん等も結構ですがお米は出来るだけ白米をさけて七分搗き米を用いるようにしましょう。胃腸に故障のある時には脂肪の量も幾分加減しなければならず、食慾のないのに無理に強いものは胃腸を害するものとすから、その様な時

は食事を何回にも分けて又嗜好をそよるよう間食を與えます。肉食の外、肝油、ビタミンB剤のような栄養剤を加えるとよろしいと思いますが、醫師と御相談になつて下さい。各栄養素の比較的多く含まれてる食品は、蛋白質、鳥獸肉類(二〇%)、魚介類(一六・二〇%)、卵(一二・二〇%)、乳(三・三〇%)、カルシウム、乾魚、たみいわし、こなご、チーズ、煮干粉、鉄、錫、昆布、乾魚、のり、肝

臓、緑色野菜、ビタミンA、肝臓、バター、黄卵、うなぎ、かい、いなこ、かん、とまと、有色野菜、みかん、とまと、肝臓、煮干、胚芽糠、そば粉、大豆、小豆、ホレン草、人参、のり、ビタミンB₁、肝臓、卵、大豆、胚芽糠、有色野菜、その他、ビタミンC、果物、大根、人参、キャベツ、京菜、大根、人参、とまと、甘藷、みかん、いちご、柿)のり、茶、ビタミンD、バター、卵黄、肝油、肝臓、干椎茸

第六回定例村議会開催

去る十一月二十八日第六回定例村議会が村議会議事堂に於て開催されたが、主なる議事は次の通りであった。

一、積雪寒冷作地帯振興臨時措置法に基づく佐呂間村農業振興計画策定について
二、国民健康保険病院の職員定

数條例設定について

三、国民健康保険病院の職員の給与に關する條例設定について

四、国民健康保険病院の職員の旅費支給條例設定について
五、雇、傭人等諸給與條例中改正について
六、議決変更をなすについて
七、立木拂下の申請をなすにつ

八、国有林野の取得申請について

九、佐呂間高等技藝学校分校設置について

報告一、二、三、号、専決処分について
協議事項

項目	計	計	計	計
蛋白質g	95	95.4	90	89.9
脂肪g	50	49.5	50	49.2
熱量cal	2600	2658	2250	2336
ビタミンAiu	5000	6545	5000	6536
B ₁ mg	2.0	2.14	2.0	1.83
B ₂ "	2.0	1.42	2.0	1.32
C"	100	204.6	100	204.6

住民登録法の公布について

去る十月通常国会において成立し、六月八日法律第二百十八号を以て公布された住民登録法については、皆様に新聞やラジオ等で御存じのことと思いますが、法の目的及び内容について簡単に述べ、遠くから施行される法の運用の万全を期するたため、村民各位の認識ある御協力をお願いする次第であります。

本制度制定の発端は寄附制度改革の方向より進化したものでありまして、現行寄附制度が市町村の住民全部を対象とするものでないため、行政上利益價值に乏しい點があることを修正し時代の要求に適應した措置に改めることに重きが置かれたものでこれによつて国内に居住する日本人全部を各市町村で登録し、市町村内の常住人口を把握して各種行政施策の基礎資料として活用するは勿論、住民の居住關係を公證することがその大きな狙いである。

次に法の内容について一般に關係ある部分を抜萃して逐條的に解説いたします。

第一條 この法律は市町村においてその住民を登録することによつて住民の居住關係を公證し、その日常生活の利便を図るとともに、常住人口の状況を明らかにし各種行政事務の適正で簡易な処理に資することを目的とする。

解 本條はこの法律の内容をなす住民登録制度の目的を明らかにした規定である。

第二條 市町村は住民登録に關する事務を處理する。

(次頁へ続く)

解 住民登録制度は市町村の

住民を登録し、その居住関係を公證することを目的とするものであるから、住民の立場からは市町村においてこの事務を処理すること、するのことも便利であり、また登録の結果は各種の行政目的、例えば選挙人名簿、学令簿、養育費台帳、住民税台帳等の調製、主食の配給、生活保護法による保護の実施、各種統計資料の作成、住民居住に関する証明等に利用されるのであり、これらの行政事務はすべて市町村の処理するところであるから、このことからいっても住民登録の事務はこの制度によつてもつとも利益を受ける市町村が処理するものとするが、適當である旨を明らかにしたものである。

第三條 住民票は市町村の区域内に住所を有する者について世帯を単位として作製するものとする。

解 住民票には外国人その他特殊の例外の者を除き、市町村の区域内に住所を有する者全部を登録する。

第四條 住民票には左の事項を記載する。

一、氏名 二、生年月日、三、男女の別 四、世帯主についてはその旨世帯主でない者については世帯主との続柄、五、戸籍の表示（本籍と筆頭者の氏名）但し本籍のない者及び本籍の明らかでない者についてはその旨、六、住所、七、住所を定めた年月日は、八、一の市町村の区域内から他の市町村の区域に住所を変更した者について

域に住所を変更した者については従前の住所又はその隣接する抄本の交付を請求することができなければならない。

第十九條 届出は世帯主がしなければならない。

(2) 世帯主が届出をすることができないときは、これに代つて世帯を管理する者が届出をしなければならない。

(3) 第二項の規定による届出義務者が届出をすることができないときは本人が届出をしなければならない。

第二十條 届出は本人の住所地でなければならない。

第二十二條 あらたに市町村の区域内に住所を定めた者については、住所を定めた日から十四日以内に轉入届をしなければならない。

但し出生の場合はこの限りでない。

(2) 届書には第四條に規定する事項を記載しなければならない。

解 本條は一の市町村内にあらたに住所を定めてその市町村の住民となつた者についてなされる轉入届に関する規定であるが、出生の場合に届出を要しないこととされたのはこの場合には戸籍法の規定に基づく出生届によつて職権で住民票の記載をすることができからである。

第二十三條 一の市町村の区域内で住所を変更した者については新住所を定めた日から十四日以内に轉居届をしなければならない。

第二十五條 国外に移住する目的で住所を去る者については

あらかじめ国外移住届をしなければならない。

(2) 届書には移住先を記載しなければならない。

第三十條 市町村の當該吏員は住民登録の正確な実施を図るため第四條に規定する事項について事実を反することを疑うに足りる相當な理由があるときは事実の調査をすることができ。

(2) 前項の調査のため必要があるときは當該吏員は関係人に對し質問をし又は文書の呈示を求めることができる。

附 則

この法律の施行期日は昭和二十七年七月一日までの間において政令で定める。

財政事情説明について

佐呂間村財政事情説明書の作成及び公表に関する條例により、昭和二十六年一月一日以降六月三十日迄の村の財政について概要を公表致します。

(一) 昭和二十五年 豫算について

昭和二十五年 豫算は、年度末（昭和二十六年三月三十一日現在）において総額は三、二八四七、〇六五円となり昭和二十五年十二月末現在豫算と比較して二八八、一一二円の減額となつて居ります。

(二) 昭和二十六年 豫算について

昭和二十六年 豫算は、年度末（昭和二十六年三月三十一日現在）において総額は三、二八四七、〇六五円となり昭和二十五年十二月末現在豫算と比較して二八八、一一二円の減額となつて居ります。

(三) 収入及支出の概況

昭和二十六年 年度末現在の概況は収入額二五八、八七九円に對し支出額は三〇〇、八、一一八円で、支出額が上廻つて居ますが、この差については現在迄資金運用部よりの一時借入によつて充當して参りましたが、収入の根本となるものは、税収入以外になく、税収入の如何によつて実際の行政運営も左右されるのでありますから、村政運営の見地から納税に關し特段の御協力を願ひます。

(四) 村民負擔の状況

昭和二十六年 年度当初豫算の中、村民の皆様が負擔する村税は一戸當五、八三二円一人當一、〇二円となつて居りますが「骨格豫算」による負擔状況であり、最終豫算に比較すれば

第三十一條 正當な理由がなく期間内にすべき届出をしない者は五百円以下の過料に処する。

第三十二條 第三十條第二項の規定による質問に對し、陳述を拒み忌避し若しくは虚偽の陳述をし又は文書の呈示を拒み妨げ忌避し若しくは虚偽の文書を呈示した者は五万円以下の罰金に処する。

附 則

この法律の施行期日は昭和二十七年七月一日までの間において政令で定める。

(五) 村債及一時借入金について

昭和二十六年 六月末現在では、九四一九、一五〇円となつて居りますが、地方自治体の財政の基本的な財源を税、収入、平衡交付金に依存して居りますが、村民の福祉を積極的に増進する様に事業を起す場合、その財源を一般財源に求める事は殆ど不可能であつて、どうしても地方債にたよる外途がないのであります。さて地方債にたよると言つても、村の要通りの許可を得ることは極めて容易でなく、その爲事業が計畫通り進捗しない結果となつて来るのであります。故、村民の皆様方には納期迄に税金を納入する様特段の御理解と御協力を願ひます。

以上村財政の事情につきまして概況を御知らせ致しましたが地方財政が年々窮乏を告げつゝあるとき本村の財政も益々困難な情勢下にある事は、おわかりのことと存じます。村としても出来る限り最も効果的に村政を運営する様最善の努力をする所存でありますから、發展途上にある本村の皆様の財政に對する深い御理解と御協力を得なければ到底村政の健全な運営は期し難いのでありますから、向一層の御協力を特に念願する次第であります。

(以上)

役場内人事發令

事務生を命ずる 鹿野 玲子
月俸十五号係給與する 十一月六日附

事務生を命ずる 樋渡 幸光
月俸二十二号係給與する 十二月七日附

事務生を命ずる 新谷 利行
月俸二十五号係給與する 十月三日附

事務生を命ずる 佐藤 元信
月俸十六級六号係給與する 十一月十七日附

事務生を命ずる 松井 昭人
月俸十級七号係給與する 十一月三十日附

事務生を命ずる 榎本 幸子
月俸五級八号係給與する 十一月三十日附

事務生を命ずる 加藤 敏子
月俸七号係給與する 以上 十二月四日附

事務生を命ずる 及川 慶儀
月俸十四級六号係給與する 以上 十二月六日附

事務生を命ずる 武山 トミ子
月俸六級十号係給與する 以上 十二月六日附

事務生を命ずる 市川 利子
月俸十一号係給與する 十二月十日附

事務生を命ずる 技術吏員を命ずる
月俸六級六号係を給與する 十二月十五日附

事務主任を命ずる 實盛 雅夫
十二月七日附

十一月行事表

- 三日 農産物品評会、家畜品評会を中佐呂間市街にて
三日 敬老会参列のため村長知事へ
五日 六日 定例村議会開催
六日 佐呂間村第二分團消防演習参行につき村長外三名並に村議一同参列
六日 九日 町統計事務研究会出席のため相澤書記津別町へ
八日 敬老会参列のため有川主事へ
八日 九日 国保病院醫師招聘のため村長山田議長赤平町へ
十日 富武士開基四十周年記念式典参列のため村長富武士校へ
十一日 佐呂間高校開校記念式典参行
十二日 昭和三十六年度所得申告説明会、中佐呂間、下佐呂間
十二日 十三日 商工主任者会議出席のため実盛主事留連薬町へ
十二日 遠軽地区町村長会議出席のため土田收入役下湧別村へ
十四日 開拓入植関係事務打合於会議室
十五日 十六日 昭和三十六年度地方財政平衡交付金資料作成のため有川主事福田書記北見市へ
十六日 十七日 北見税務事務所宛会出席のため佐藤税務主任生田原村へ
十七日 国保病院院長佐藤元信

博士着任

- 十八日 十九日 道有貸付牛購買のため西田、江田兩村議及相澤書記若里富武士へ
十九日 道銀中湧別支店開設祝賀会出席のため土田收入役中湧別へ
十九日 二十一日 税財庶務事務研究会出席のため大倉、佐藤兩書記美幌町へ
十九日 二十一日 氣象観測協常
一人を尊重せよ
万人は一人からなる
一人を忘るる人間が
全世界を征服しても
無意味である
一人を理解せよ
万人が解る
徹底的に一人を愛し得る人間が
万人を愛し得る
只一人をも完全に愛し得ない自分を恥じる



- 二十一日 積雪寒冷作地農具業五ヶ年計畫公聴会於會議室
二十一日 二十三日 六、三制補助申請のため幸松主事網走市へ
二十一日 二十三日 庶務事務打合せ並に金保資金借入事務処理のため美幌町及北見市へ
二十二日 結核患者住宅者訪問打合会出席のため宮本書記遠軽町へ
二十二日 二十六日 国有林野処分打合会並電所誘致事務処理のため村長、助役、山田議長、橋部議員北見市及札幌市へ
二十三日 地方自治振興第一回青年辯論大会於中佐呂間市街
二十四日 秋季家畜市場事務処理のため相澤書記外二名若佐村へ
二十五日 二十七日 選挙制度講演会出席のため有川主事網走市へ
二十六日 遠軽簡易裁判所庭舎落成式参列のため土田收入役遠軽町へ
二十七日 二十九日 登記所有置及移業事務打合のため中川主事網走市へ
二十八日 定例村議会開会即日閉会
二十九日 三十日 昭和三十六年度米穀事務打合会のため大橋書記網走市へ
三十日 遠軽信用組合佐呂間支

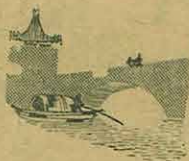
所誘致世話人會議開催於委員室

保護者に告ぐ

村内一小学校長より

真白い雪を見て心が溶められ、心も引き締まる思がいたします。さて子供達の勉強に最もよい時になりましたが、一層心ひきしめて努力しなければ「若い時は二度ない」「青年は再び来らず」

感激



弱者が強者に踏みつけられる
黙つて眺めるか
自分が苦しくなければそれでよい
正義が不義に蹂躪される
黙つて眺めるか
自分に損かなければ棄て置くか
お、利己主義者！
感懐性無き国民は亡ぶ
熱のない肉塊ならば死骸ではないか

「鉄は熱い中に打て」です。
この言葉の意味もかみしめて、これを実行させなければなりません。
こうした意味で左の點に御協力下さつて社会的にも立派に立て

る人間としての土台をしつかりと身につけさせましょう。

おやくそく

- 一、毎日少くとも一時間から二時間学校で勉強した復習をさせること。
- 二、午後五時以後の外出は特別の用事のない限りさせないこと。
- 三、校務や結果の報告を正しくさせること。
- 四、禮儀に欠けていたり言葉づかいの悪かつた時は学校に知らせること。
- 五、子供の言いわけやべんかきをあまりとりあげないこと。

あとがき

懐しい昭和二十六年がこゝ数日で消え去ろうとしている。

よかれあしかれ後のものを投げて前にあるものに頼らんとする氣持は誰しも同じであらうと思う。どうか後のものが悔なきものである様祈ると共に前にあるものを掴む時に後のことをも考えて精進したいものである。

★ ★

人間程みにくいものはないと云う人がありますが、吾れ／＼はそうではないと思う。正しく清くそれは正義を重んずる所に人間の美しさがあると思う。如何に苦しい時でも困つた時でも笑つて過せる人間の美しい花を咲かせ様ではありませんか。



本村にも肉体の病を直す病院が出来た。立派なお醫者さんを迎える事が出来村民の爲に一大福音をもたらしたいと思ふ喜びの上にもありません。
今後の運営の計畫についても村民が安心して入院治療が出来明日を幸福に迎える様にと願するものであります。
これと併合してお願いしたい事は心の病を治療出来る様にした事です。
心の平安は又肉体の平安です。村民全体が一つの心となり全活力を発揮して平安の裡に明日の糧のために、眞の幸福のために精進出来る様にと念するものであります。
何卒御健康で新しい昭和二十七年をお迎え下さい。